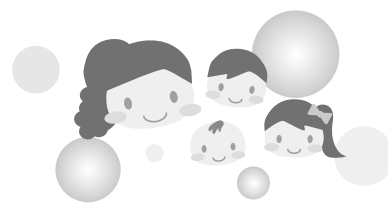


教育支援制度・子育てサービス



教育・子育てに関して、サービスや手当の対象となる人、手続きの必要な人は忘れずに手続きを行ってください。また、必要に応じて利用する制度やサービスについて、不明な点などはお問い合わせください。

宇和島市奨学生 (平成29年度分追加募集)

【問合先】 学校長または教育総務課 ☎24 - 1111内線2708

経済的な理由で修学することが困難な高校や大学の進学者・在学生に対して奨学生を募集します。希望者は、学校長を経由して願書を提出してください。

【募集期間】 6月19日(月)～7月7日(金)

【対象】 高校、高専学校、大学、短大、専門学校の学生

【募集人数】 若干名

【貸与額】

▷高校・高専学校＝修学金15,000円(月額)

▷大学・短大・専門学校＝修学金3万円(月額)

※支度金の貸し付けはありません。

【貸与期間】 平成29年10月～

【出願資格】

▷高校・高専学校・大学・短大・専門学校に進学希望・

在学している

▷ほかの育英・奨学などの奨学資金を受けていない

▷人物と学業が優良・健康であり、学資の支払いが困難と認められる

▷保護者が市内に住んでいる

【連帯保証人】 奨学生に採用されたとき、貸与が終了したときには連帯保証人(市県民税を賦課され滞納していない人)が必要です。

【返還方法】 奨学生でなくなったあと、原則1年が過ぎた日から10年以内に半年賦で返還してください。

市奨学金返済支援事業

【問合先】 教育総務課 ☎24 - 1111内線2708

奨学金返済を支援し、若者の本市への移住定住、地元就職の支援を図り、活力ある宇和島を目指します。

【補助内容】 新規就業者などの奨学金返済金の一部を5年間補助します

▷補助率 2/3

▷交付申請年度の前年度奨学金返済額×2/3(上限20万円)

▷最大100万円(20万円×5年間)

【対象】 次の①～⑥の条件をすべて満たす人

(⑤については(a)～(c)のいずれか)

①奨学金の貸与を受けて大学、短大、専修学校専門課程、高専に進学した人

②奨学金の返済を滞りなく行っており、市税などの滞納がない人

③交付申請年度の年齢が30歳以下で本市に住民票があり、申請初年度より5年を超える期間、本市に居住する意思のある人

④交付申請年度の前年度以前に奨学金などの返済を開始した人

⑤条件は全て、平成27年3月以降

(a)市内に本社のある中小企業に就職し、1年以上継続して雇用されている人

(b)市内において起業し、1年以上継続して事業を行っている人

(c)市内において第1次産業に従事し、1年以上継続して従事している人

⑥市によるほかの移住定住促進、就業促進にかかると補助事業などの給付を受けていない人

※公務員は補助対象外。

【募集期間】 6月19日(月)～平成30年3月30日(金)の執務時間中(対象となる人は早めの申請をお願いします)

国の教育ローン

【問合せ先】国の教育ローンコールセンター ☎0570-008656または
日本政策金融公庫宇和島支店(宇和島商工会議所館内) ☎22-4766

高校・大学などの入学時・在学中にかかる費用を対象にした公的な融資制度です。
詳しくは、お問い合わせください。

【融資額】学生1人あたり350万円以内

【利率】年1.81%

※利率は平成29年4月3日現在。母子家庭・父子家庭、または世帯年収200万円(世帯所得の場合122万円)以内の人は年1.41%。

【返済期間】15年以内

※母子家庭・父子家庭・交通遺児家庭、または世帯年収200万円(世帯所得の場合122万円)以内の人は18年以内。

【返済方法】毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

児童手当現況届

【問合せ先】福祉課児童福祉係 ☎24-1111内線2147または各支所福祉環境係・宇和海支所(各出張所)

現況届は、毎年6月1日時点での児童の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き児童手当を受ける要件があるかどうかを確認するものです。この届を提出しないと、6月分以降の児童手当を受けることができなくなります。忘れずに期限内に提出してください。用紙は6月中旬以降に郵送します。

【とき】6月21日(水)～30日(金) 午前9時～午後5時
(土日を除く)

【ところ】市役所 1階ロビー、各支所福祉環境係、宇和海支所(各出張所)

【支給額(月額)】

▷0歳～3歳未満：15,000円

▷3歳～中学生：10,000円

▷3歳～小学生の第3子以降：15,000円

▷所得制限を超える場合(1人あたり)：5,000円

※第3子以降とは、高校卒業までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。

【支給日(2月～5月分)】6月15日(木)に口座振込

【所得制限限度額】

扶養親族など	所得額	収入額
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円
6人以上	1人につき所得額を38万円加算	

ひとり親家庭

医療費受給者証の更新

【問合せ先】福祉課児童福祉係 ☎24-1111内線3120または各支所福祉環境係・宇和海支所(各出張所)

現在交付しているひとり親家庭医療費受給者証は、有効期限が6月30日までです。対象となる人には、6月中旬に通知書を送付しますので、更新の手続きをしてください。

【とき】6月14日(水)～20日(火) 午前9時～午後5時
(土日を除く)

【ところ】市役所 福祉課児童福祉係(22番窓口)
吉田・三間・津島支所 福祉環境係、宇和海支所(各出張所)

【持参物】

▷印かん(スタンプ式は不可)、健康保険証

▷現在交付中のひとり親家庭医療費受給者証

▷送付のひとり親家庭医療費受給資格登録(更新)申請書